

1 議 事 日 程 (第3日)

(平成27年第2回久山町議会定例会)

平成27年6月15日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 粕屋南部消防組合議会議員の選挙

日程第3 議案審議

議案第24号 専決処分の承認を求めることについて

議案第25号 久山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

(27久山町条例第15号)

議案第26号 久山中学校大規模改修工事(第4期)請負契約について

議案第27号 平成27年度久山町水道事業会計補正予算(第1号)

日程第4 請願について

* 久山中学校の給食実施を求める請願

追加日程第1 第1委員会に付託され、本会議で継続審議を否決された久山中学校の給食実施を求める請願については、本日12時まで審査するよう期限をつけることの動議

日程第5 意見書について

* 福岡県に公契約条例の制定を求める意見書

2 出席議員は次のとおりである(9名)

1番 有田行彦

2番 山野久生

3番 阿部文俊

5番 阿部賢一

6番 佐伯勝宣

7番 阿部哲

8番 本田光

9番 松本世頭

10番 木下康一

3 欠席議員は次のとおりである(1名)

4番 吉村雅明

4 会議録署名議員

6番 佐伯勝宣

7番 阿部哲

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(12名)

町 長 久芳菊司

副町長 只松輝道

教 育 長	中 山 清 一	総 務 課 長	安 部 雅 明
教 育 課 長	松 原 哲 二	税 務 課 長	川 上 克 彦
健康福祉課長	物 袋 由美子	田園都市課長	實 淵 孝 則
上下水道課長	矢 山 良 寛	経営企画課長	安 倍 達 也
魅力づくり推進課長	久 芳 義 則	町民生活課長	森 裕 子

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	矢 山 良 隆	議会事務局書記	笠 利 恵
総務課係長	阿 部 桂 介		

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（木下康一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりですが、ここで確認いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木下康一君） 議事日程。日程第1、会議録署名議員の指名。久山町議会会議規則第119条により議長指名。6番佐伯勝宣議員、7番阿部哲議員を指名いたします。

日程第2、粕屋南部消防組合議会議員の選挙。この後、選挙を行います。

次に、日程第3、議案審議の方法。上程されている議案第24号から議案第27号までを一議案ごとに審議の上、採決を行う。議案審議は以上のように行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

日程第4、請願について。久山中学校の給食実施を求める請願。委員長の報告を受けて、審議の上、採決を行う。請願は以上のように行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

日程第5、意見書について。福岡県に公契約条例の制定を求める意見書。委員長の報告を受けて、審議の上、採決を行う。意見書は以上のように行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

以上の日程で本日の会議を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 粕屋南部消防組合議会議員の選挙

○議長（木下康一君） 日程第2、粕屋南部消防組合議会議員の選挙を議題といたします。

有田行彦議員の辞職が許可され選出依頼が来ております。

粕屋南部消防組合議会議員の選挙については、地方自治法第118条第2項の規定によっ

て指名推選にしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

粕屋南部消防組合議会議員に佐伯勝宣君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました佐伯勝宣君を粕屋南部消防組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました佐伯勝宣君が粕屋南部消防組合議会議員に当選されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案審議

○議長（木下康一君） 次は、日程第3により議案審議を行います。

これより議案第24号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案につきましては、2件分離して1件ごとに議題とします。

議題のうち、まず専決第1号久山町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより専決第1号久山町税条例等の一部を改正する条例についての採決をいたします。

本件は承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（木下康一君） 起立多数であります。よって、本件は承認することに決定しました。

次に、専決第2号久山町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより専決第2号久山町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例についての採決をいたします。

本件は承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（木下康一君） 起立多数であります。よって、本件は承認することに決定いたしました。

次は、議案第25号久山町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第25号久山町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（木下康一君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第26号久山中学校大規模改修工事（第4期）請負契約についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第26号久山中学校大規模改修工事（第4期）請負契約についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号平成27年度久山町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第27号平成27年度久山町水道事業会計補正予算（第1号）の採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 請願について

○議長（木下康一君） 次は、日程第4、請願について。久山中学校の給食実施を求める請願を議題とします。

本件について第1委員長の報告を求めます。

第1委員長、松本世頭君。

○第1委員長（松本世頭君） 御報告いたします。

久山中学校の給食実施を求める請願について。

去る6月11日、第1委員会において慎重審議いたしましたところ、財政の問題、第3次

総合計画の中に生きてない等の意見もあり、継続審議となりました。

しかし、私個人といたしましては、紹介議員でもあり、久山町民2,470名の中学校給食実施の署名が集まっていることも事実であり、一日も早く実施してほしいとの声が大きいです。議会人として町民の声を真摯に受け止めるべきであると思います。

以上で報告を終わります。

○議長（木下康一君） ただいま第1委員長より報告がありました。これに質疑のある方はお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思っておりますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

この請願に対する委員長の報告は継続審査です。久山中学校の給食実施を求める請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（木下康一君） 起立少数であります。したがって、本件は不採択とすること決定しました。

（1番有田行彦君「動議」と呼ぶ）

賛成の方はありますか。

（1番有田行彦君「まず内容を、内容を言わんと賛成するかせんかわからない」と呼ぶ）

賛成者がおられる方は、そのようにしてください。

（1番有田行彦君「はい、わかりました。動議」と呼ぶ）

賛成の方。

（「はい」と呼ぶ者あり）

では、賛成者がおりますので、成立といたします。

では、その動議の説明をお願いいたします。

○1番（有田行彦君） 私も請願議員の紹介議員の一人でございます。

それで、修正の動議ということでございますので、文章で提出させていただきます。目を通していただきますようお願いいたします。

（「動議」「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（木下康一君） ここでしばらく休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前9時40分

再開 午前11時25分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（木下康一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず初めに、先ほど松本委員長から報告がありましたけど、一部内容的に問題があるということがありましたので、後刻議長のほうで調査しましたことで訂正をさせていただきたいと思っております。

次に、有田行彦議員より動議の内容の説明をお受けいたします。

有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 動議の内容を説明します。

先ほど継続審議を否決され、議長は不採択と話されましたが、継続審議が不採択になったので、本件が不採択となったわけではないと考えます。

久山中学校の給食実施を求める請願については、会議規則46条第1項の規定により、12時までに審査されることを望みます。

○議長（木下康一君） この動議に対する賛成者の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（木下康一君） ただいま有田行彦議員から第1委員会に付託され、本会議で継続審議を否決された久山中学校の給食実施を求める請願については、本日12時まで審査するよう期限をつけることの動議が提出されました。

この動議には2人以上の賛成者がありますので、成立しました。

お諮りします。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 第1委員会に付託され、本会議で継続審議を否決された久山中学校の給食実施を求める請願については、本日12時まで審査するよう期限をつけることの動議

○議長（木下康一君） この動議を議題として採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、第1委員会で久山中学校の給食実施を求める請願について12時まで審査をするよう期限をつけることの動議は可決されました。

ここで一旦休憩に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時26分

再開 午後0時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（木下康一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（木下康一君） まず、久山中学校の給食実施を求める請願を議題とします。

本件について第1委員長の報告を求めます。

第1委員長、松本世頭君。

○第1委員長（松本世頭君） 御報告いたします。

ただいま第1委員会で久山中学校の給食実施を求める請願について協議の結果を御報告いたします。

食の問題、アレルギーの問題、弁当給食の問題等、また他の議員におかれましては、前に進むための請願であり否決するものではない、委員会として協議できなかったのは残念だ、今後委員会として給食実施で調査していくべきだ等々の御意見が出されました結果、全員で採択されたことを御報告いたします。

○議長（木下康一君） ただいま第1委員長より報告がありましたが、これに質疑のある方はお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

この請願に対する委員長の報告は採択です。久山中学校の給食実施を求める請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本件は採択することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 意見書について

○議長（木下康一君） 次は、日程第5、意見書について。発議第4号福岡県に公契約条例の制定を求める意見書を議題といたします。

本件について第1委員長の報告を求めます。

第1委員長、松本世頭君。

○第1委員長（松本世頭君） 御報告いたします。

福岡県に公契約条例の制定を求める意見書について、第1委員会において、去る6月11日、慎重審議いたしましたところ、内容についてもう少し、民法537条2項について研究したい、また理解をできるように頑張りたい等の多数の意見があり、継続審議となりましたことを御報告いたします。

○議長（木下康一君） ただいま第1委員長より報告がありましたが、これに質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思っておりますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

この意見書に対する委員長の報告は継続審査です。福岡県に公契約条例の制定を求める意見書は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本件は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定されました。

ここでお諮りします。

議会閉会中の継続調査について、会議規則第75条の規定によって、各常任委員長及び議会運営委員長からお手元に配りました調査事項のとおり、所管事務について閉会中の継続調査の申し出があります。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の

継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして平成27年第2回6月定例議会を閉会したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議もないようでございますので、平成27年第2回久山町議会6月定例会の閉会を宣告いたします。

長期間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午後0時03分